諮問庁:北九州市長

諮問日:令和5年8月23日(諮問第170号) 答申日:令和6年5月15日(答申第170号)

答 申 書

第1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書につき、その一部を不開示とした処分については、不開示とした部分のうち「非常用電源 仕様一覧 カタログ」のシリーズ名、 品番、仕様は開示すべきである。その他の部分を不開示とした処分は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和5年1月25日付けで北九州市情報公開条例(平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。)第5条に規定する開示請求権に基づき行った「〇〇(以下「当該マンション」という。)が低炭素建物認定を取得した事に関して、北九州市が保有している一切の文書(A棟、B棟、C棟の低炭素建築物新築等計画認定申請書関連資料)」を対象とする行政文書(以下「本件対象文書」という。)の開示請求に対して、同年3月24日付け北九建都指審第1571号により北九州市長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定処分(以下「原処分」という。)について、一部不開示となった部分のうち、原処分に係る通知書の別紙No10~24、26~52、55~57、59、61、63、64、66、72、75、78、81、82、87、90~92、95、98、101、104、107、112、115、118、121、126、127(「凡例」の部材の配置・構成に係る事項)、130、133、137、141、144、147~150、153、156、159、162、163(内断熱材の仕様)の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 設備の仕様についての情報や図面、工法などは、一定程度、当該マンションの区分所有者となれば竣工図などで確認することは可能である。区分所有者には当該マンションの建築主(○○)や設計者(○○)(以下、建築主と設計者を合わせて「当該法人等」という。)のライバル企業でさえもなることは妨げられないが、ライバル企業に当該マンションの仕様に関する情報等を知られたからといって、当該法人等に被害が生じたという事例は聞いたことはない。したがって、設備の

仕様や図面についての情報が公になったからといって、当該法人等の権利等が侵害されるとはいえない。また、断熱材の厚みについては、当該マンションのパンフレットにも掲載されている情報であり、そのような情報まで隠すのは明らかに誤りである。

- (2) 当該マンションの設計図書及び竣工図書は、区分所有者であれば誰でも閲覧可能なものであり、区分所有者でなくとも、閲覧するのにさほど大きな困難はない。 設計図書及び竣工図書についても、事実上誰でもアクセスできるものであり、これらに記載されているような事項が公になったところで、設計者の競争上の優位性が損なわれる蓋然性などない。
- (3) 仮に、当該法人等の権利等が害されるおそれを否定できないとしても、低炭素建築物の認定に係る審査手続の透明性確保、信頼性向上のため、情報公開は必須であるから、公益上の裁量的開示をすべきであった。
- (4) 当該マンションの建築主は、現在、竣工図に低炭素建築物の認定に係る諸々の 誤りがあったことを認め、これを差し替えようとしている。当該マンションに関 する低炭素建築物認定の審査の適切性については、重大な疑義が生じている状況 である。もし建築主が適正に低炭素建築物の認定審査を受けていないことになれ ば、当該マンションの区分所有者らは、建築主に対し売買契約の取消や損害賠償 などを請求することを考えなければならない。
- (5) したがって、当該マンションが適正に低炭素建築物の認定を受けたか否かに係る審査資料は、その区分所有者らや住民らの財産、生活等を保護するために公にすることが必要な行政文書であり、設計者の競争上の地位などという抽象的な利益よりも遥かに保護の必要性が高い。
- (6) よって、審査請求の趣旨記載の一部不開示部分については、条例第7条第2号 ただし書き (人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報)に該当するものとして、これを開示させるべきである。

第3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和5年1月25日付けで、審査請求人より条例第5条の規定に基づく 本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同年3月24日付けで一部開示決定 を行ったところ、これを不服として同年5月31日付けで本審査請求が提起された ものである。

2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように

要約される。

- (1) 一般に、建築物の設計者は、法令の定める基準や事業予算額等の制約の中で、建築主の求める性能や意匠性などをできる限り実現できるよう、知識と技能を駆使し創意工夫して設計を行うものであり、その結果である建築物の仕様等には、設計者の独自の技術的ノウハウが多数含まれる。これらの情報が公になれば、設計者の同業者がこれを模倣し、労せずしてマンション建築物の設計を行うことが可能となり、市場における設計者の競争上の優位性が損なわれる蓋然性が認められる。以上から、本件請求文書に含まれる建築物の仕様等は、公にすることで設計者の競争上の地位を害するおそれが認められることから、条例第7条第2号本文に規定する不開示情報に該当する。
- (2) 当該マンションの区分所有者が竣工図などを確認できることは不知であり、仮に区分所有者が竣工図などを確認できるとしても、記載されている情報が不明である上、その内容を確認できるのは当該マンションの区分所有者のみに限定されるため、これをもって情報が公になっているとは言い難く、情報が公になることで当該法人等の権利等が侵害されることが当然に予想されることに変わりはない。また、審査請求人は弁護士の職務遂行という特別な目的のために竣工図一式の提供を任意に受けたものであり、これをもって設計図書及び竣工図書が事実上誰でもアクセスできるものであるとは到底いえない。
- (3) 審査請求人が提出したパンフレットの公開状況等を把握していないが、当該パンフレットに記載されているのは外壁または模式図に示された大まかな部位の一般的な断熱材の厚さのみである一方で、不開示情報には断熱材の施工範囲や各部位の断熱材の厚さまで詳細に示されている。これらの不開示情報は、前述のとおり設計者の技術的ノウハウを含み、公開することで当該法人等の競争性が損なわれる蓋然性が認められることから、当該パンフレットの内容が公になっているか否かに関わらず、不開示とすべきである。
- (4) 低炭素建築物の認定は、あくまでも計画に対する認定であり、認定手続きは工事着手前に書面で行われる。処分庁は、当該マンションの計画が認定基準を満たしていることを書面で確認し、適切に認定を行っており、認定後の工事に瑕疵があったとしても、工事着手前に行った審査及び認定の適切性に疑義を生じさせるものではない。
- (5) 条例第9条が定める公益上の裁量的開示は、条例第7条各号が定める各開示事由該当性が否定された場合に、それでもなお開示すべき公益上の理由がある場合に、行政庁の裁量的判断によって開示を行うことができる旨を定めた規定である。その性質上極めて広範な行政庁の裁量が認められているのであり、条例第9条に基づく裁量的開示を行わなかったことが裁量権の逸脱、濫用とされることは極めて限定的である。審査請求人は、公益として「審査手続の透明性確保、信頼性向

上」と主張するが、このような主張を認めれば、事実上すべての案件で公益上の 裁量的開示が認められてしまうこととなり、妥当でないことは明らかである。本 件において裁量的開示をすべき公益が見当たらないことから、行政文書の開示に あたり当該法人等の権利利益を保護することを目的とした条例第7条第2号の 趣旨に反するものであり、裁量的開示をすべきであったとは到底いえない。

- (6) 審査請求人は、処分庁が条例第7条第1号に該当することを理由として不開示とした各住戸の平面図の開示も求めているが、その理由について何ら主張していないため、その処分の適法性は明らかであり、同号該当性については特に主張しない。
- 3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求は理由がないから、棄 却を求める。

第4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和5年 8月23日 諮問の受付
- ② 令和5年10月 5日 審議
- ③ 令和5年11月13日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和5年12月11日 審議
- ⑤ 令和6年 1月23日 審議
- ⑥ 令和6年 2月22日 審議
- ⑦ 令和6年 3月21日 審議
- ⑧ 令和6年 4月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の一部開示決定について、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

- 1 原処分に係る法令等の定めについて
 - (1) 条例第7条柱書について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、同条第1号ないし第7号に列挙する不開示情報を除き原則開示すべき旨を定めている。

(2) 条例第7条第1号(個人情報)について

条例第7条第1号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と

照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定した上で、個人に関する情報であっても、ただし書アの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びただし書ウの「公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号の不開示情報から除くこととしている。

本号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別される情報について不開示とすることを定めたものである。

(3) 条例第7条第2号(法人・企業情報)について

条例第7条第2号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定した上で、ただし書きにおいて「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号の不開示情報から除くこととしている。

本号は、法人等の適正な事業活動を尊重し、正当な利益を保護する観点から、 公にすることにより、事業を行うものの権利、競争上の地位その他正当な利益を 害するおそれがある情報については、不開示とすることを定めたものである。

(4) 条例第9条(公益上の理由による裁量的開示)について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報(第7条第7号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる」と規定している。

本条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の必要性があると認められるときには、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものである。

2 原処分の不開示部分の条例第7条該当性及び第9条該当性について

(1) 本件対象文書と不開示部分について

本件対象文書は、当該マンションが低炭素建物認定を取得した事に関して、北 九州市が保有している一切の文書(A棟、B棟、C棟の低炭素建築物新築等計画 認定申請書関連資料)である。 以下、本件対象文書の不開示部分に係る条例第7条該当性について、判断する。 (2) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号に該当するとして処分庁が不開示としたのは、次のとおりである。

整理		
番号	行政文書名	不開示部分
1	技術的審査適合証(ERI発行)、設計内容	審査員氏名
	説明書 (共同住宅等)	
2	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査	代理者印影、依頼受理者
	依頼書	印影
3	A、B、C、Dタイプの平面詳細図、各階平	各住戸の平面図、担当者
	面図、各階建具配置図、共用灯設備平面図	
4	TOTO 換気暖房乾燥機 図面・データ	図面の製図・設計・検図
		担当·承認者名
(5)	節湯水栓 適合証明書	責任者名
6	高断熱浴槽性能証明書	審查担当者名
7	配置図、外構図、面積表、仕上表、設備仕様	担当者
	リスト、立面図、断面図、矩計図、鋼製建具	
	表、UB詳細図、システムキッチン詳細図、	
	ミニキッチン詳細図【※C棟のみ】、洗面化	
	粧台詳細図、部分詳細図【※B棟のみ】、構	
	造設計標準仕様、鉄筋コンクリート構造配筋	
	標準図(1)、鉄筋コンクリート構造背筋標	
	準図(2)、部材リスト 雑詳細図、電気設	
	備工事特記仕様書、照明器具姿図 居室、平	
	面詳細図、換気機器仕様書【※B棟・C棟の	
	み】、換気平面図	
8	伏図、2階~5階配置図 R階配置図、配筋	担当者、設備設計一級建
	リスト	築士の番号・氏名

- イ これらの不開示情報のうち、担当者、承認者、責任者及び審査担当者の氏名、 設備設計一級建築士の番号及び氏名は、個人に関する情報であって、特定の個 人を識別することができる情報であり、また、同号ただし書アないしウに該当 しないものであることが認められる。よって、条例第7条第1号に該当し、不開 示が妥当である。
- ウ 前記アの不開示情報のうち代理者及び依頼受理者の印影については、個人に 関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

個人の印影が示す情報は単に氏名だけでなく、その固有の形状が個人情報として保護の対象となるものである。実印は印鑑登録制度の下で社会生活上重要なものとして保護され、また、認め印であっても銀行預金通帳などの重要なものに使用されることも十分想定されるところであり、他にみだりに開示されない利益を有しているというべきである。こうした個人の印影の性格からして、条例第7条第1号ただし書アないしウに該当しないと認められる。

よって、条例第7条第1号に該当し、不開示が妥当である。

エ 前記アの不開示情報のうち、各住戸の平面図については、購入者の財産の状況に関する事項が記載されたものであり、個人に関する情報であって、他にみだりに開示されない利益を有しているというべきである。また、条例第7条第1号ただし書アないしウには該当しないものであることが認められる。

よって、条例第7条第1号に該当し、不開示が妥当である。

オ 前記アの不開示情報のうち、前記イ、ウ及びエ以外の部分については、当審 査会が見分したところ、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、かつ、条例第7条第1号ただし書には該当しないものであることが認められる。

よって、条例第7条第1号に該当し、不開示が妥当である。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号に該当するとして処分庁が不開示としたのは、次のとおりである。

整理	行政文書名	不開示部分
番号	100人自有	Codd, tylly
1	低炭素建築物新築等計画認定申請書【第一	法人印影
	面】、技術的審査適合証(ERI発行)、委任	
	状、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審	
	査依頼書、JISマーク表示制度認証書	
2	低炭素建築物新築等計画認定申請書【第四	資金計画 住戸あたり
	面】	の金額
3	A、B、C、Dタイプの各部屋の一次エネル	外皮・設備の仕様
	ギー消費量計算結果(住宅)	
4	A、B、C、Dタイプの各部屋の外皮性能計	熱橋長さ、断熱補強仕
	算書 内訳計算シートD	様、線熱貫流率
5	A、B、C、Dタイプの各部屋の平面詳細図	凡例・特記の外壁・界壁・
		配管の断熱材等の仕様
6	実質熱貫流率計算シート	躯体及び断熱材仕様、熱
		伝導率、厚さ

7	設備仕様書	断熱材及び設備の仕様、
		熱伝導率、熱抵抗率、型
		番
8	LOW-E複層ガラス 仕様一覧表	ガラスの種類の選定
9	アルミサッシ 仕様一覧表	ガラスの種類
10	TOTO 換気暖房乾燥機 図面・データ	商品名・品番
(1)	節湯水栓 適合証明書	製品番号、適合する判断
		基準
12	節湯型機器 適合証明書 【別紙】	製品番号
13	システムバスルーム ソレオ カタログ	カタログ中での製品の
		選定
14)	高断熱浴槽性能証明書	法人印影、性能項目、商
		品名、シリーズ
15)	腰掛便器カタログ資料【※B棟・C棟のみ】	機種・品番
16)	【別紙】認証製品の範囲	種類の記号・品番
17)	非常用電源 仕様一覧 カタログ	シリーズ名、品番、仕様
18	付近見取図、面積表、1階平面図、立面図、	設計者印影
	各階建具配置図、ミニキッチン詳細図【※C	
	棟のみ】、鉄筋コンクリート構造背筋標準図	
	(2)	
19	配置図	擁壁・フェンス 断面詳
		細図、設計者印影
20	仕上表	内部仕上材の仕様、設計
		者印影
21)	設備仕様リスト	構造材・仕上げ材・建具・
		設備等の各種仕様、設計
		者印影
22	2~R 階平面図	内断熱材の仕様、設計者
		印影
23	断面図	各住戸の断面、設計者印
		影
24	矩計図	各住戸の断面、断熱材仕
		様、断面部分詳細図、設
		計者印影

25)	鋼製建具表	建具材質、硝子の種類、
		設計者印影
26	UB詳細図	製品番号、設計者印影
27)	システムキッチン詳細図、洗面化粧台詳細図	製品シリーズ名、設計者
		印影
28	部分詳細図【※B棟のみ】	部分詳細図、設計者印影
29	構造設計標準仕様	使用構造材料の仕様、地
		盤調査種別、地業工法、
		鉄筋コンクリート工事、
		設備関連工事の要領・注
		意事項等、設計者印影
30	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)	鉄筋の定着長さの決定、
		設計者印影
31)	伏図	部材の配置・構成、「凡
		例」の部材の配置・構成
		に係る事項、設計者印影
32	部材リスト 雑詳細図	配筋の構成・仕様選定、
		施工詳細、設計者印影
33	2階~5階配置図 R階配置図	部材の配置・構成、工法
		に係る事項、設計者印影
34)	配筋リスト	スラブの配筋図及び仕
		様、工法に係る事項、設
		計者印影
35)	電気設備工事特記仕様書	電気設備の各種仕様、設
		計者印影
36	照明器具姿図 共用【※B棟・C棟のみ】	製品番号・ワット数、設
		計者印影
37)	共用灯設備平面図	共用部の電気設備配置・
		配線、製品番号・認定番
		号・型式番号・ワット数、
		内断熱材の仕様、設計者
		印影
38	照明器具姿図 居室	製品番号、設計者印影
39	平面詳細図	各住戸及び共用部の電
		気設備配置・配線、設計
		者印影

40	換気機器仕様書【※B棟・C棟のみ】	製品番号・風量・消費電
		力、設計者印影
(1)	換気平面図	各住戸及び共用部の設
		備配置・配管、内断熱材
		の仕様、設計者印影

イ 前記アの不開示情報のうち、建物の構造、工法及び設備等に関する図面、建具・設備等の選定に関する商品名や品番等の仕様書やカタログ、エネルギー消費量計算結果や性能計算書等の低炭素建物認定基準に関する文書については、設計者が過去の経験から蓄積された情報や知見を基に、多くの製品や仕様の中から性能やコスト等の検討を加えて作成していると考えられ、処分庁が前記第3、2、(3)で主張するとおり、設計者の有する独自の技術的ノウハウを駆使して作成されたものであり、これらの情報が公開されると設計者の営業活動上の戦略が明らかになる可能性は否めない。このような情報は、たとえ、その概要の一部が当該マンションのパンフレットに記載され、または、当該マンションの区分所有者であれば閲覧できる設計図書や竣工図書に記載されていたとしても、既に公開されている情報と明らかに一致しないかぎり、一般に広く公開されることを前提としていないというべきであり、社会通念上、事業を営むものが秘匿することを認められている情報に該当する。

当審査会で見分したところ、「非常用電源 仕様一覧 カタログ」に記載されているシリーズ名、品番、仕様の一部については、建築主や販売会社のホームページ等に同一の内容が記載されていることが確認できた。また、「非常用電源 仕様一覧 カタログ」は全体として、当該非常用電源のパンフレットの一部であると認められ、仕様の残りの部分についても、これのみを不開示とすべき理由は乏しいといえる。

よって、「非常用電源 仕様一覧 カタログ」のシリーズ名、品番、仕様の情報については、すでに公にされている情報であると認められることから、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第7条第2号の不開示情報には該当しない。また、同号ただし書きに該当しないものであることが認められるため、開示が妥当である。

その他の情報については、公開されることになると、設計者の営業活動上の 秘密が推測され、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが あると認められ、条例第7条第2号ただし書には該当しないものであることが 認められるため、不開示とすることが妥当である。

ウ 前記アの不開示情報のうち、法人印影及び設計者印影については、一般に、 取引や契約関係において認証的機能を有しており、商慣習上重要なものとして 保護されている。また、たとえ認印であっても取引や銀行預金通帳のような重要なものに使用されることも十分想定されるところである。

このように、法人印影及び設計者印影は、事業者が事業活動を行う上での重要な内部管理情報として他にみだりに開示されない利益を有しているというべきであり、一般的に十分保護されるべきものである。また、条例第7条第2号ただし書には該当しないものであることが認められる。

よって、条例第7条第2号に該当し、不開示が妥当である。

(4) 条例第9条該当性について

審査請求人は、仮に、当該法人等の権利等が害されるおそれを否定できないとしても、低炭素建築物の認定に係る審査手続の透明性確保、信頼性向上のため、情報公開は必須であるから、公益上の裁量的開示をすべきであったなど主張している。

ここで、第5、1、(4)のとおり、条例第9条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の必要性があると認められるときには、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めている。

この点、同条の規定に基づいて開示するかしないかは、実施機関の裁量に委ねられている。すなわち、同条の規定に基づいて開示しなかったことが違法となるのは、処分庁が、与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したと認められる場合に限られると解するのが相当である。

これを本件についてみると、既に述べたとおり、本件対象文書の不開示情報は、「非常用電源 仕様一覧 カタログ」のシリーズ名、品番、仕様についての部分を除き、条例第7条第1号及び第2号に該当するため、不開示とすることが妥当というべきであり、審査請求人の主張する諸事情を考慮しても、これらを不開示とした処分庁の判断に裁量権の範囲の逸脱、又は濫用があったとまでは認められず、本件処分が条例第9条に反する違法な処分であるとは認められない。

3 まとめ

以上のとおり、本件対象文書につき、その一部を条例第7条第2号に当たるとして不開示とした原処分については、不開示とされた部分のうち、「非常用電源 仕様一覧 カタログ」のシリーズ名、品番、仕様の部分を開示すべきであると判断し、前記第1のとおりとした。

北九州市情報公開審查会

会長職務代理者神陽子委員熊谷美佐子委員仲野宏子委員中村智美